

兵 青 協 役 員 各 位  
支 部 青 年 部 会 長 各 位  
支 部 事 務 局 長 各 位

(一社) 兵庫県トラック協会  
青 年 部 協 議 会  
会 長 加 賀 澤 一

### 兵青協「役員会」 経過報告

日 時 : 平成27年4月24日(金) 15:00~17:00  
場 所 : 兵庫県トラック総合会館3階 中会議室  
出 席 : 出席者:17名(別添 受付名簿のとおり) [事務局 : 繁田、横井、村上]

開会挨拶 加賀澤会長より挨拶

議 事 平成27年度 第1回評議員会(総会)の開催及び議案書(案)について

○ 第1回評議員会(総会)の開催について

[決定事項]

- ・ 日 時 : 平成27年5月25日(月) 評議員会(16:00~)、懇親会(18:00~)
- ・ 場 所 : ホテル北野プラザ「六甲荘」
- ・ 参加費 : 7,000円/1名(臨時会費として当日徴収)

○ 平成26年度事業報告・収支決算報告について [第1号議案]

[事務局からの報告事項]

- ・ 支部部会員数の未記載について、現在、支部からの報告を一部待っている状況にあり総会までには集計する事を報告。

会長より説明の上、議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

○ 平成27年度事業計画(案)・収支予算(案)について [第2号議案]

事務局より説明。

会長より議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

○ 平成27年度ブロック担当事業(案)について [第3号議案]

[決定事項]

- ・ 従来、ブロック事業は4事業であるところを前年度は8事業を行ったが、H27年度は従来の4事業に戻すこととし、開催予定月は会長が決定することとなった。但し、開催月の変更は可とした。

会長より議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

## ○ 兵青協規約の改定(案)について [第4号議案]

[主な意見等]

- ・ 過去に会長職を持ち回りとしていたが、対応出来ないブロックがあつて上手く行かなくなり現在の形となった経緯がある。前もって順番を決めておき次期会長となるブロックは、2年間で準備しておかなければならない。

[決定事項]

- ・ 規約に会長職持ち回りの順番(ブロック単位)を記載しておくこととなった。会長より議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

## ○ 兵青協役員の改選(案)について [第5号議案]

[事務局からの報告事項]

- ・ 東部支部については、現時点で次期候補者の選出が済んでいないことから空白としている事を報告。

[主な意見等]

- ・ 今後、兵青協全体の連絡網を考えると、各支部青年部会長に役付けする方がよいのではないか。
- ・ 役員の割り振りについて、会員数が激減している支部など諸事情があるブロックにおいては人選が難しい面があり、今後は会員数の多いブロックが補うことも必要ではないか。
- ・ 兵青協として13支部での構成は難しい次期にきていると思われる。ブロック単位での構成など将来的に再編成を考えなければいけないと考える。

[決定事項]

- ・ 平成27年度 役員候補者について、別紙 候補者名簿のとおり  
※ 但し、監事候補の長船 様(淡路支部)には打診しておらず、後日、岸次期会長及び濱本副会長から申し入れすることとなった。

→ 役員会の翌日、長船 様から承諾をいただきました。

会長より議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

## ○ その他

### 『トラックの日のイベントについて』

[会長からの報告事項]

- ・ 平成27年4月21日の「トラックの日の行事検討プロジェクト会議」にて兵青協からイベントの企画・提案(姫路城での開催)を行い、大枠で採用する承認を受けた事を報告。

[決定事項]

- ・ 次期検討プロジェクト委員会の選出について岸次期会長は確定。もう1名については、現委員と同じ副会長又は開催場所の西播支部から選出してはという意見があつたが、後日、必要員数を再確認し検討・決定することとなった。

### 『兵青協旅費規程に関する案件について』

[会長からの説明事項]

- ・ 平成27年6月12日に開催される「愛知県トラック協会青年部会設立10年記念式典」について、兵青協歴代会長4名(加賀澤会長、龍山相談役、赤松顧問、松本顧問)及び兵ト協あてに参加案内が届いた。  
うち2名が都合により欠席、もう1名が検討中であるが、全くの不参加というわけにいかないため、松本顧問に代表で参加いただこうと考えている。  
この案件について兵青協から旅費を支給するか審議いただきたい。

[決定事項]

- ・ 今回の案件については、公式でありかつ個人への案内であるので、会長に準ずる者として「旅費規程」に基づき支出することとなった。
- ・ 岸次期会長こそ参加すべきではないかという意見があったが、歴代会長あての案内であり対象と成り得ない。会長が愛知県会長へ今回の案内の意図等を確認のうえ、岸次期会長の参加について判断することとなった。

閉 会